ファイル名 : H142
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 242237

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

心身障がい者医療費受給者証の更新について

あなたがお持ちの心身障がい者医療費受給者証は、有効期間の終了日が近づいています。

心身障がい者医療費受給者証の有効期間が終了すると、医療費助成を受けられなくなります。心身障がい者医療費受給者証の更新には、まず身体障がい者手帳の更新が必要となりますので、　　までに、身体障がい者手帳の再認定手続きを行ってください。

（この日までに再認定が行われないと、心身障がい者医療費受給者証は更新できません）

※心身障がい者医療費受給者証更新の手順※

1．障がい福祉課にて身体障がい者手帳再認定手続きをした後、福祉医療課の窓口で、心身障がい者医療費受給者証の更新手続きを行っていただきます。

2．身体障がい者手帳が認定されましたら、心身障がい者医療費受給者証を郵送します。

※身体障がい者手帳の再認定結果により、心身障がい者医療費受給者証の更新ができない場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】　豊田市役所　福祉医療課　福祉医療担当
電話　（０５６５）３４－６７４３
ＦＡＸ　（０５６５）３４－６７３２
E-MAIL　fukushiiryo@city.toyota.aichi.jp
開庁時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで
（土・日・祝日・１２月２９日から１月３日は除く）